

「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）サービス利用規約 新旧対照表

※下線を付した箇所が改定部分

改定後		改定前	
<p>本利用規約（以下「本規約」という。）には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が運営する NACCS 掲示板の「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）（以下「本業務」という。）専用ページへ情報を掲載しようとする者（以下「掲載者」という。）が掲載の申込を行い、会社が NACCS 掲示板に情報を掲載するにあたっての、会社との間の契約条件について規定する。</p> <p>（用語の定義） 第 1 条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。</p>		<p>本利用規約（以下「本規約」という。）には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「会社」という。）が運営する NACCS 掲示板の「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）（以下「本業務」という。）専用ページへ情報を掲載しようとする者（以下「掲載者」という。）が掲載の申込を行い、会社が NACCS 掲示板に情報を掲載するにあたっての、会社との間の契約条件について規定する。</p> <p>（用語の定義） 第 1 条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用する。</p>	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）	入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。以下「システム」という。	NACCS（輸出入・港湾関連情報処理システム）	入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム。以下「システム」という。
システム利用規程	会社が運営するシステムの利用に関し、必要な事項を定めた規程。	システム利用規程	会社が運営するシステムの利用に関し、必要な事項を定めた規程。
NACCS 掲示板	輸出入・港湾関連情報処理システムに関する周知事項や各種コード類及び、国際物流・貿易関係者のニーズに基づき同業界の発展に寄与する情報を提供するために、会社が運営する Web サイト。	NACCS 掲示板	輸出入・港湾関連情報処理システムに関する周知事項や各種コード類及び、国際物流・貿易関係者のニーズに基づき同業界の発展に寄与する情報を提供するために、会社が運営する Web サイト。
（削除）	（削除）	<u>一般掲示板</u>	<u>システム利用契約者以外でもアクセス可能な NACCS 掲示板。</u>

「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）サービス利用規約 新旧対照表

※下線を付した箇所が改定部分

改定後		改定前	
(削除)	(削除)	<u>利用者掲示板</u>	<u>システム利用契約者のみがアクセス可能な NACCS 掲示板。</u>
掲載情報更新日	会社が定める、「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）専用ページへの情報掲載や内容変更、削除を行う日。以下「更新日」という。	掲載情報更新日	会社が定める、「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）専用ページへの情報掲載や内容変更、削除を行う日。以下「更新日」という。
1 か月	この契約における 1 か月とは、各月 1 日～月末日又は各月 15 日～翌月 14 日を指す。	1 か月	この契約における 1 か月とは、各月 1 日～月末日又は各月 15 日～翌月 14 日を指す。
営業日	土曜日、日曜日、 <u>国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）を除く日。</u>	営業日	土曜日、日曜日 <u>及び国民の祝日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号））を除く日。</u>
<p>(情報掲載の範囲)</p> <p>第 2 条 本業務での情報掲載は、会社が定める掲載基準に基づき、NACCS 掲示板及び本業務の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。</p> <p>(情報の掲載期間)</p> <p>第 3 条 情報を掲載する期間は、1 か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。</p> <p>2 原則毎月 1 日及び 15 日、非営業日の場合は翌営業日を更新日とし、掲載の開始及び終了は、更新日に行うものとする。</p>		<p>(情報掲載の範囲)</p> <p>第 2 条 本業務での情報掲載は、会社が定める掲載基準に基づき、NACCS 掲示板及び本業務の用途又は目的を妨げない範囲内で行うものとする。</p> <p>(情報の掲載期間)</p> <p>第 3 条 情報を掲載する期間は、1 か月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。</p> <p>2 原則毎月 1 日及び 15 日、非営業日の場合は翌営業日を更新日とし、掲載の開始及び終了は、更新日に行うものとする。</p>	

改定後	改定前
<p>(掲載者の制限)</p> <p>第4条 掲載者は、以下の場合に該当しないことを確認の上、掲載の申込を行うものとする。</p> <p>(1) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受け、当該処分に係る期間中である場合</p> <p>(2) 第17条に反する場合</p> <p>(3) 本規約に違反した実績がある場合</p> <p>(4) 掲載者がシステム利用契約者である場合は、システム利用規程第40条第1項各号に掲げる料金を滞納している、又は滞納するおそれがある場合</p> <p>2 会社は、掲載者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、又はその他掲載申込を承諾することが適当でないと認められる場合は、契約を承諾しないことができるものとする。</p> <p>3 会社は、第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合の他、第三者からの苦情又は掲載者に起因するトラブル等から、掲載者による本業務の利用が、会社又は本業務の信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、掲載を即時に取り消し、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(掲載の申込)</p> <p>第5条 掲載者は、会社が指定する手続きに従って、会社が指定する期日までに掲載申込を行い、会社又は団体名・担当者氏名・住所・電話番号・メールアドレスその他会社が別途定める事項について、正確かつ最新の情報を提供するものとする。</p>	<p>(掲載者の制限)</p> <p>第4条 掲載者は、以下の場合に該当しないことを確認の上、掲載の申込を行うものとする。</p> <p>(1) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受け、当該処分に係る期間中である場合</p> <p>(2) 第17条に反する場合</p> <p>(3) 本規約に違反した実績がある場合</p> <p>(4) 掲載者がシステム利用契約者である場合は、システム利用規程第40条第1項各号に掲げる料金を滞納している、又は滞納するおそれがある場合</p> <p>2 会社は、掲載者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、又はその他掲載申込を承諾することが適当でないと認められる場合は、契約を承諾しないことができるものとする。</p> <p>3 会社は、第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合の他、第三者からの苦情又は掲載者に起因するトラブル等から、掲載者による本業務の利用が、会社又は本業務の信用等に影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合には、掲載を即時に取り消し、本契約を解除することができるものとする。</p> <p>(掲載の申込)</p> <p>第5条 掲載者は、会社が指定する手続きに従って、会社が指定する期日までに掲載申込を行い、会社又は団体名・担当者氏名・住所・電話番号・メールアドレスその他会社が別途定める事項について、正確かつ最新の情報を提供するものとする。</p>

改定後	改定前
<p>(掲載申込の審査)</p> <p>第6条 会社は掲載者より掲載申込を受けた時、会社が定める掲載基準に基づいて掲載の可否を審査する。</p> <p>2 会社は、情報の内容が掲載基準を満たさないと判断した場合は、掲載者に対して修正又は取下げを求めるものとする。</p>	<p>(掲載申込の審査)</p> <p>第6条 会社は掲載者より掲載申込を受けた時、会社が定める掲載基準に基づいて掲載の可否を審査する。</p> <p>2 会社は、情報の内容が掲載基準を満たさないと判断した場合は、掲載者に対して修正又は取下げを求めるものとする。</p>
<p>(掲載申込の承諾)</p> <p>第7条 会社は掲載を決定した場合、掲載者に対して掲載を承諾する旨と、情報掲載料の支払方法を電子メールにて通知するものとする。</p> <p>2 会社と掲載者間の掲載に係る契約は、会社が承諾の旨を通知したときに有効に成立するものとする。</p>	<p>(掲載申込の承諾)</p> <p>第7条 会社は掲載を決定した場合、掲載者に対して掲載を承諾する旨と、情報掲載料の支払方法を電子メールにて通知するものとする。</p> <p>2 会社と掲載者間の掲載に係る契約は、会社が承諾の旨を通知したときに有効に成立するものとする。</p>
<p>(情報掲載料の徴収)</p> <p>第8条 掲載者は、別表1で定める情報掲載料を、会社が指定する期日までに、会社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、掲載者の負担とする。</p>	<p>(情報掲載料の徴収)</p> <p>第8条 掲載者は、別表1で定める情報掲載料を、会社が指定する期日までに、会社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、掲載者の負担とする。</p>
<p>(情報掲載料の返還)</p> <p>第9条 会社は、第19条第1項に定める各号を除き、会社の責めに帰すべき事由により、NACCS 掲示板において、全日、情報が閲覧できない状況が1営業日を超えて継続した場合に限り、掲載者からの請求に基づき、情報が閲覧できなかった日数分の情報掲載料を返還するものとし、それ以上の責任を負わないものとする。</p>	<p>(情報掲載料の返還)</p> <p>第9条 会社は、第19条第1項に定める各号を除き、会社の責めに帰すべき事由により、<u>一般掲示板及び利用者掲示板の両</u> NACCS 掲示板において同時に、全日、情報が閲覧できない状況が1営業日を超えて継続した場合に限り、掲載者からの請求に基づき、情報が閲覧できなかった日数分の情報掲載料を返還するものとし、それ以上の責任を負わないものとする。</p>

改定後	改定前
<p>(掲載申込の取下げ)</p> <p>第10条 掲載者は、自己の都合により、掲載申込の取下げを行うことができる。</p> <p>2 掲載者は、掲載申込を取り下げたい場合は、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に届け出るものとする。</p> <p>3 第1項の規定により掲載申込が取り下げられた場合、会社は、別表2で定めるキャンセル料を掲載者に請求することができるものとする。</p> <p>4 <u>情報掲載料の支払い後に掲載申込の取下げが行われた場合、会社は、掲載者が指定する銀行口座あての振込みにて、支払われた情報掲載料から別表2で定めるキャンセル料及び振込手数料を除いた金額を掲載者に返還する。</u></p>	<p>(掲載申込の取下げ)</p> <p>第10条 掲載者は、自己の都合により、掲載申込の取下げを行うことができる。</p> <p>2 掲載者は、掲載申込を取り下げたい場合は、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に届け出るものとする。</p> <p>3 第1項の規定により掲載申込が取り下げられた場合、会社は、別表2で定めるキャンセル料を掲載者に請求することができるものとする。</p> <p>(新設)</p>
<p>(掲載情報の変更)</p> <p>第11条 掲載者は、情報の内容を変更することができる。<u>ただし、掲載している情報のカテゴリの変更や新たな掲載申込に相当するものを除く。</u></p> <p>2 掲載された情報を変更しようとする場合は、会社が指定する方法で、会社に届け出るものとする。会社は変更内容を審査し、審査結果を電子メールにて掲載者へ通知するものとする。</p>	<p>(掲載情報の変更)</p> <p>第11条 掲載者は、<u>更新日に</u>情報の内容を変更することができる。</p> <p>2 掲載された情報を変更しようとする場合は、会社が指定する方法で、<u>会社が指定する期日までに</u>会社に届け出るものとする。会社は変更内容を審査し、審査結果を電子メールにて掲載者へ通知するものとする。</p>
<p>(リンク先の変更)</p> <p>第12条 掲載者は、情報として掲載されたURLのリンク先ページの内容のうち、本業務に掲載している情報とは異なる内容に変更すると</p>	<p>(リンク先の変更)</p> <p>第12条 掲載者は、情報として掲載されたURLのリンク先ページの内容のうち、本業務に掲載している情報とは異なる内容に変更すると</p>

改定後	改定前
<p>きは、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に届け出を行う。会社は、変更内容を審査し、審査結果を電子メールにて掲載者へ通知するものとする。</p> <p>2 会社が承諾する前にリンク先ページの内容が変更された場合、会社は掲載の取消を行うことができる。</p> <p>3 会社は、リンク先ページに不適切な情報が掲載されていると判断した場合、掲載者に対し情報の修正や削除を求めることや、本業務での掲載の取消を行うことができる。</p>	<p>きは、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に届け出を行う。会社は、変更内容を審査し、審査結果を電子メールにて掲載者へ通知するものとする。</p> <p>2 会社が承諾する前にリンク先ページの内容が変更された場合、会社は掲載の取消を行うことができる。</p> <p>3 会社は、リンク先ページに不適切な情報が掲載されていると判断した場合、掲載者に対し情報の修正や削除を求めることや、本業務での掲載の取消を行うことができる。</p>
<p>(募集の終了や商品の完売等)</p> <p>第13条 掲載者は、掲載された情報について、募集の終了や商品の完売等があった場合には、会社が指定する方法で、速やかに会社へ届け出るものとする。</p> <p>2 会社は、届出に基づき、掲載情報の変更や掲載の取消を行う。</p>	<p>(募集の終了や商品の完売等)</p> <p>第13条 掲載者は、掲載された情報について、募集の終了や商品の完売等があった場合には、会社が指定する方法で、速やかに会社へ届け出るものとする。</p> <p>2 会社は、届出に基づき、掲載情報の変更や掲載の取消を行う。</p>
<p>(掲載期間の延長)</p> <p>第14条 掲載者は、情報の掲載期間を1か月単位で延長することができる。</p> <p>2 掲載者は、前項の規定により情報の掲載期間を延長するときは、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に申し出るものとする。</p> <p>3 掲載者は、別表1で定める情報掲載料を、電子メールにて指定する期日までに、会社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、掲載者の負担とする。</p> <p>4 会社が指定する期日までに情報掲載料が支払われなかった場合、</p>	<p>(掲載期間の延長)</p> <p>第14条 掲載者は、情報の掲載期間を1か月単位で延長することができる。</p> <p>2 掲載者は、前項の規定により情報の掲載期間を延長するときは、会社が指定する方法で、会社が指定する期日までに会社に申し出るものとする。</p> <p>3 掲載者は、別表1で定める情報掲載料を、電子メールにて指定する期日までに、会社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、掲載者の負担とする。</p> <p>4 会社が指定する期日までに情報掲載料が支払われなかった場合、</p>

改定後	改定前
<p>会社は掲載期間の延長は行わない。</p> <p>(掲載の取下げ)</p> <p>第 15 条 掲載者は、自己の都合により、情報の掲載を取り下げることができる。</p> <p>2 掲載者は、前項の規定により情報の掲載を取り下げたいときは、会社が指定する方法で、会社に申し出るものとする。</p> <p>3 <u>会社は、申し出に基づき、情報掲載の取下げを行う。</u></p> <p>4 第 1 項の規定により情報の掲載が取り下げられた場合、会社は掲載者が会社に支払った情報掲載料の返還は行わないものとする。</p> <p>(掲載の取消)</p> <p>第 16 条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに情報の掲載を取り消すことができる。</p> <p>(1) 本規約に違反したとき。</p> <p>(2) 第 17 条の表明が虚偽であったと判明したとき、又は同条の確約に反する行為があったとき。</p> <p><u>(3) 会社の定める掲載基準に反するものであると認められたとき。</u></p> <p><u>(4) その他、情報の掲載を継続することが適切でない</u>と会社が判断したとき。</p> <p>2 前項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、掲載者に取消理由を付して電子メールにて通知するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、掲載</p>	<p>会社は掲載期間の延長は行わない。</p> <p>(掲載の取下げ)</p> <p>第 15 条 掲載者は、自己の都合により、<u>更新日に</u>情報の掲載を取り下げることができる。</p> <p>2 掲載者は、前項の規定により情報の掲載を取り下げたいときは、会社が指定する方法で、<u>会社が指定する期日までに</u>会社に申し出るものとする。</p> <p>3 <u>情報の掲載の取下げが緊急を要する場合は会社に相談することとし、前項の限りではない。</u></p> <p>4 第 1 項の規定により情報の掲載が取り下げられた場合、会社は掲載者が会社に支払った情報掲載料の返還は行わないものとする。</p> <p>(掲載の取消)</p> <p>第 16 条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、掲載期間中であっても直ちに情報の掲載を取り消すことができる。</p> <p>(1) 本規約に違反したとき。</p> <p>(2) 第 17 条の表明が虚偽であったと判明したとき、又は同条の確約に反する行為があったとき。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(3) その他、情報の掲載を継続することが適切でない</u>と会社が判断したとき。</p> <p>2 前項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、掲載者に取消理由を付して電子メールにて通知するものとする。</p> <p>3 第 1 項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、掲載</p>

改定後	改定前
<p>者が会社に支払った情報掲載料の返還は行わないものとする。</p> <p>4 第1項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 掲載者は、会社に対し、自己、自己の役員、使用人その他の従業員、代理人若しくは媒介者、自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。</p> <p>(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 反社会的勢力、又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っているとして認められる関係を有すること。</p> <p>2 掲載者は、自己、又は第三者を利用して、会社に対し、次の各号の</p>	<p>者が会社に支払った情報掲載料の返還は行わないものとする。</p> <p>4 第1項の規定により情報の掲載を取り消した場合、会社は、一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 掲載者は、会社に対し、自己、自己の役員、使用人その他の従業員、代理人若しくは媒介者、自己の主要な出資者、経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。</p> <p>(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。</p> <p>(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。</p> <p>(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること。</p> <p>(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。</p> <p>(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p> <p>(6) 反社会的勢力、又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引を行っているとして認められる関係を有すること。</p> <p>2 掲載者は、自己、又は第三者を利用して、会社に対し、次の各号の</p>

改定後	改定前
<p>一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為 (5) その他、前各号に準ずる行為</p> <p>3 会社は、掲載者が前2項の表明又は確約に違反した場合には、情報の掲載を取り消すことができる。</p> <p>4 前項の規定に基づき情報の掲載と取り消し、当該掲載者に損害等が生じた場合であっても、会社は掲載者に対して一切の賠償責任を負わないものとする。</p> <p>(掲載者の責務)</p> <p>第18条 掲載者は、掲載を申し込む情報の内容等（URL等のリンクを掲載する場合にはリンク先の情報も含む。）について、法令等に反しないこと及び第三者の権利利益を侵害しないことを確約するとともに、掲載された情報に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>2 第三者から、会社に対して、掲載された情報に関連して苦情の申立て又は損害賠償請求等がなされた場合には、掲載者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。</p> <p><u>3 掲載者は掲載している情報の内容に変更が生じた場合は、速やかに会社へ届け出るものとする。</u></p> <p>(サービスの一時停止)</p> <p>第19条 会社は、次の場合に限り、サービスの提供を一時停止するこ</p>	<p>一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとする。</p> <p>(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて、会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為 (5) その他、前各号に準ずる行為</p> <p>3 会社は、掲載者が前2項の表明又は確約に違反した場合には、情報の掲載を取り消すことができる。</p> <p>4 前項の規定に基づき情報の掲載と取り消し、当該掲載者に損害等が生じた場合であっても、会社は掲載者に対して一切の賠償責任を負わないものとする。</p> <p>(掲載者の責務)</p> <p>第18条 掲載者は、掲載を申し込む情報の内容等（URL等のリンクを掲載する場合にはリンク先の情報も含む。）について、法令等に反しないこと及び第三者の権利利益を侵害しないことを確約するとともに、掲載された情報に関する一切の責任を負うものとする。</p> <p>2 第三者から、会社に対して、掲載された情報に関連して苦情の申立て又は損害賠償請求等がなされた場合には、掲載者の責任及び負担において解決しなければならないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(サービスの一時停止)</p> <p>第19条 会社は、次の場合に限り、サービスの提供を一時停止するこ</p>

改定後	改定前
<p>とがある。</p> <p>(1) NACCS 掲示板の保守上、やむを得ないとき</p> <p>(2) NACCS 掲示板又はシステムの更改時</p> <p>2 前項によるサービス提供の一時停止に関しては、会社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(サービスの終了)</p> <p>第 20 条 会社の業務上の事情等により、サービスを終了する場合がある。その場合、会社は、サービス終了の 2 か月前までに、会社が適当であると判断する方法により周知するものとする。</p> <p>2 掲載期間の途中でサービスの提供を終了する場合、会社はサービスの終了後分の情報掲載料を掲載者へ返還する。</p> <p>3 サービスの終了に関し、会社は掲載者に対して一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 21 条 会社の責めに帰すことができない以下の各号に定める事由に起因して掲載者に生じた損害については、会社はいかなる法律上の責任も負わないものとする。</p> <p>(1) 計画メンテナンスの実施</p> <p>(2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動</p> <p>(3) 行政機関 又は司法機関による業務を停止する旨の命令</p> <p>(4) 第三者からの攻撃及び不正行為</p> <p>(5) その他、前各号に準ずる事由</p>	<p>とがある。</p> <p>(1) NACCS 掲示板の保守上、やむを得ないとき</p> <p>(2) NACCS 掲示板又はシステムの更改時</p> <p>2 前項によるサービス提供の一時停止に関しては、会社は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(サービスの終了)</p> <p>第 20 条 会社の業務上の事情等により、サービスを終了する場合がある。その場合、会社は、サービス終了の 2 か月前までに、会社が適当であると判断する方法により周知するものとする。</p> <p>2 掲載期間の途中でサービスの提供を終了する場合、会社はサービスの終了後分の情報掲載料を掲載者へ返還する。</p> <p>3 サービスの終了に関し、会社は掲載者に対して一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 21 条 会社の責めに帰すことができない以下の各号に定める事由に起因して掲載者に生じた損害については、会社はいかなる法律上の責任も負わないものとする。</p> <p>(1) 計画メンテナンスの実施</p> <p>(2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動</p> <p>(3) 行政機関 又は司法機関による業務を停止する旨の命令</p> <p>(4) 第三者からの攻撃及び不正行為</p> <p>(5) その他、前各号に準ずる事由</p>

改定後	改定前
<p>(第三者への個人情報等の提供)</p> <p><u>第 22 条</u> 会社は、掲載者の同意を得ることなく、第三者に個人情報及び掲載に関する情報を提供することはない。ただし、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、掲載者の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、この限りではない。</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 23 条 会社は、本規約の全部又は一部を変更することができる。本規約を改定する場合、改定後の規約の内容及び効力発生日を会社が適切と判断する方法により周知する。会社により変更された本規約は、効力発生日から効力を発し、以後当該変更された本規約が掲載者に適用されるものとする。</p> <p>(条項等の無効)</p> <p>第 24 条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。</p> <p>(管轄裁判所)</p> <p>第 25 条 本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>(規約の変更)</p> <p>第 22 条 会社は、本規約の全部又は一部を変更することができる。本規約を改定する場合、改定後の規約の内容及び効力発生日を会社が適切と判断する方法により周知する。会社により変更された本規約は、効力発生日から効力を発し、以後当該変更された本規約が掲載者に適用されるものとする。</p> <p>(条項等の無効)</p> <p>第 23 条 本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。</p> <p>(管轄裁判所)</p> <p>第 24 条 本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。</p>

「NACCS 情報プラザ®」（認可名称：国際貿易等関連情報提供業務）サービス利用規約 新旧対照表

※下線を付した箇所が改定部分

改定後	改定前
<p>(協議事項) 第<u>26</u>条 本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。</p>	<p>(協議事項) 第<u>25</u>条 本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。</p>